（労働組合等に対する通知）

第十三条　確認事業者は、早期での事業再生を図るために実施しようとする合併、会社分割若しくは事業の譲渡、事業の縮小又は事業所の廃止（当該事業所の事業活動が停止し、再開する見込みがない場合を含み、事業の期間が予定されている事業において当該期間が終了したことによるものを除く。）に伴う雇用する従業員の数の減少又は賃金の減額（第一号及び次条において「従業員の数の減少等」という。）の見込みがある旨を早期事業再生計画に記載する場合には、法第十四条第一項の規定により早期事業再生計画を提出しようとする日の二週間前までに、労働組合等（確認事業者の使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、確認事業者の使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合がないときは確認事業者の使用人その他の従業員の過半数を代表する者をいう。以下この節において同じ。）に次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該従業員の数の減少等の見込みがある旨及びその内容

二　対象債権者集会手続の今後の見通し

（労働者の理解と協力）

第十四条　確認事業者は、従業員の数の減少等又はその他の労働条件の変更に当たり、労働組合等との協議その他これに準ずる方法によって、その雇用する従業員の理解と協力を得るよう努めなければならない。

（早期事業再生計画）

第十五条　法第十四条第一項の規定による早期事業再生計画の提出は、確認事業者を清算したものとした場合における貸借対照表を添付して行うものとする。

2　法第十四条第二項の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　対象債権者の数が二十以上である場合

二　外国に本店又は主たる営業所若しくは事務所を有する対象債権者がある場合

三　事業上の重要な資産又は取引の維持に係る調整が整わない場合

四　事業の継続に欠くことができない資金の調達に係る調整が整わない場合

五　確認事業者の財産に係る権利関係が複雑であるときその他特別の事情がある場合

3　法第十四条第三項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　早期での事業再生を図るために実施しようとする措置により生ずる確認事業者の技術及び人材の散逸の回避の見込み

二　第十三条の場合における次に掲げる事項

イ　第十三条の通知の年月日、当該通知の対象となる労働組合等の名称又は氏名及び当該通知の内容

ロ　労働組合等との協議の結果又は協議を行う予定の時期（対象債権者集会において権利変更決議をすることが見込まれる時期よりも前の時期に限る。）

4　法第十四条第三項第七号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　議決権を行使すべき対象債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

二　自己資本の充実のための措置

三　資金の調達に関する事項を早期事業再生計画に記載する場合にあっては、当該資金の調達に関する計画

四　対象債権者が担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分に係る権利についての当該対象債権者との協議の状況

五　社債（対象債権を除く。）に係る権利の変更を行う場合にあっては、当該権利の変更の内容

六　法第五条第一項第五号ただし書の場合における弁済又は法第六条第二項ただし書の対象債権に係る債務の弁済をした場合にあっては、当該弁済に係る対象債権者の氏名又は名称及び当該弁済の額

5　法第十四条第四項の経済産業省令で定める基準は、告示で定めるものとする。

（労働組合等との協議の内容の報告）

第十六条　確認事業者は、前条第三項第二号ロに掲げる事項として労働組合等との協議を行う予定の時期を早期事業再生計画に記載したときは、当該協議を行った後、指定確認調査機関に対して、当該協議を行った旨及び当該協議の内容を報告しなければならない。

（指定確認調査機関の調査）

第十七条　法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　法第十四条第三項各号に掲げる事項が記載されていること。

二　対象債権者の議決権の行使の許否及びその額が法第十九条の規定に適合すること。

三　早期事業再生計画が遂行される見込みがないことが明らかでないこと。

四　法第十四条第三項第五号に掲げる事項が次に掲げる要件を満たしていること。

イ　債務超過の状態にある場合にあっては、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に債務超過の状態にないこと。

ロ　経常損失が生じている場合にあっては、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に黒字になること。

五　六月に一回以上、早期事業再生計画の実施状況について対象債権者及び指定確認調査機関に対して報告を行うこととされていること。

六　権利変更議案において対象債権（担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分を除く。）に係る債務の減免の一般的基準を定める場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該債務の減免が二以上の金融機関等又は一以上の政府関係金融機関等（政府関係金融機関又は協定銀行（これらのうち、確認事業者に対する対象債権が投資事業有限責任組合契約等（投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。）に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）をいう。）により行われることとされていること。

ロ　株主の権利の全部又は一部の消滅（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること。

ハ　役員の退任（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること。

ニ　過剰設備若しくは遊休資産の処分又は不採算部門の整理及び撤退等、確認事業者の自助努力を伴うものであること。

（対象債権者集会の招集等）

第十八条　法第十六条第三項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　書面による議決権の行使の期限（対象債権者集会の日時以前の時であって、法第十六条第四項の通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

二　一の対象債権者が同一の権利変更議案につき法第二十二条第一項（法第十六条第三項第三号に掲げる事項を定めた場合にあっては、法第二十二条第一項又は法第二十三条第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の権利変更議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該対象債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

三　法第十六条第三項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ　電磁的方法による議決権の行使の期限（対象債権者集会の日時以前の時であって、法第十六条第四項の通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ　法第十六条第五項の承諾をした対象債権者に対し法第十七条第一項の規定による対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供した場合において、当該対象債権者の請求があったときには、当該対象債権者に対して議決権行使書面を交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）することとするときは、その旨